



埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

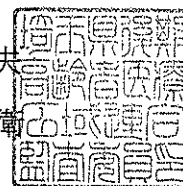
平成22年1月29日

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員

同

宮原 敏夫

松岡 兵衛



平成21年度定期監査結果報告書

1 監査対象

事務局

総務課、保険料課、給付課

2 監査事項

平成21年度（平成21年4月1日から平成21年11月末日まで）における財務に関する事務の執行について

3 監査期間

平成21年12月14日から平成22年1月28日まで

4 監査方法

監査に当たっては、財務に関する事務が法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているか否かについて、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査結果

監査の結果、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指示を行った。